

令和 7 年 12 月 22 日
厚生労働省大臣官房地方課
地 方 厚 生 局 管 理 室

「医師国家試験事業外 1 1 試験事業 民間競争入札実施要項（案）」
に対する意見募集の結果について

「医師国家試験事業外 1 1 試験事業 民間競争入札実施要項（案）」について、令和 7 年 9 月 24 日から令和 7 年 10 月 8 日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、計 9 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、それらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので公表いたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見は、適宜要約しております。

御意見をお寄せいただきました方のご協力に厚く御礼申し上げます。

厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室
電話：03-5253-1111（内線 7270）

「医師国家試験事業外12試験事業 民間競争入札実施要項(案)」に対するご意見及びご意見に対する考え方について

項	項目	頁番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	修正内容
1	試験の実施について	—	医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項(案)を拝見してオンラインで令和8年度から医師及び歯科医師令和9年試験からは医師、歯科医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、薬剤師、管理栄養士の出願できるようになったことがわかったので出願だけでなくオンラインで試験も受けられるようにして365日いつでも都合が良い日に試験と出願ができるようにあらかじめ365通りなどの技術や知識を試験内容を受験者と出題者の労力や経費削減のために公表してください。 財源は民間業者をみなし国営企業にして試験と出願者に直に無駄なく行政サービスが届くようにしてから厚労省で受け取る金額の回収可能な範囲で地域商品券を発行して実現して下さいようお願い申し上げます。	本事業に関連して試験自体のオンラインでの実施に関する要望と認識いたしました。ご意見として承ります。 また、本事業が民間競争入札により実施することとしており、国営企業への業務委託は行うことはできません。	-
2	「4.入札参加資格に関する事項」「(3)」「暴力団等に該当しない旨の誓約書」	21	「暴力団等」だけではなく、他の「反社会勢力」についても、また「暴力団等の反社会勢力による事務への支配的影響を受けているもの」についても排除すべきと考える。 なので、当該部分について、「暴力団等の反社会勢力又はそれらによる事務への支配的影響を受けているものに該当しない旨の誓約書」とした方が良いのではないかと考える。	実施要項案では明記しておりませんが、契約書において、落札業者及び下請負業者、再委託先において、反社会勢力における当該事業への不当介入は拒否しなければならない旨記載しております。	-
3	「(別紙3)個人情報に関する取扱い」第8条	—	作業場所について、そもそも「暴力団等の反社会勢力又はそれらによる事務への支配的影響を受けているものが管理等(※関係する電気通信設備(ソフトウェア等も含む)等も含む)を行っている場所ではない所を作業場所とすること。」が必要であると考ええる。	実施要項案では明記しておりませんが、契約書において、落札業者及び下請負業者、再委託先において、反社会勢力における当該事業への不当介入は拒否しなければならない旨記載しております。	-
4	「8.民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項」「(4)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」「9.再委託」	31	「再委託先は、本邦に有効な登記のある、本邦にその営業の拠点のある、代表者が日本人である法人とする。」という制限を設けるべきと考える。	再委託においては厚生労働省と協議の上、承認を得る必要があり必要な審査を行っております。	-
5	2 (3)②厚生労働省からの無償貸与物件	4	注)「貸与申請書兼誓約書を厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室に持参した者に貸与する。」とあるが、持参以外の方法もご検討いただきたい。	ご意見を踏まえ、譲渡申請書兼誓約書を持参、若しくは指定のメールアドレス宛に提出した者に共有する旨記載しました。 返却についても特段必須ではなく、電子媒体での共有も可能になるよう記載を修正しております。	2. (3)②厚生労働省からの無償貸与物件 (注)上記資料は、入札公告後に、第三者に公表しないこと及び民間競争入札の目的以外には利用しない旨の譲渡申請書兼誓約書を厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室に持参した者、若しくは譲渡申請書兼誓約書を tihouka.shiken@mhlw.go.jp) 宛てに送付した者に譲渡する。なお、「業務参考事例集」とは、近年、入札対象事業を実施する際に発生した問題となる事象について、その内容、原因、重大度等を記載したものである。 ※本件により提供した各種マニュアルについては返却不要とする。また、上記指定のメールアドレス宛てに譲渡申請書兼誓約書を送付した場合は、電子媒体での共有となる。
6	2 (3)④ニ.受験案内・願書・受験写真用台紙配付、受験願書受付業務	7	①3頁にてオンライン手続きシステムを開始した旨の記載があるが、当該箇所では郵送・訪問・オンラインの全てに対応しているような記載に見受けられる。オンライン手続きシステム導入後の試験種について、訪問及び郵送窓口での出願も受け付けるのか、オンライン出願のみの受付であるかどうかを明記いただきたい。 ②Me-Lex導入に伴い未確定事項もあり変更の可能性が多いため、複数年契約ではなく単年契約のほうが参入しやすい。 ③入札説明会時にMe-Lexの利用マニュアルは貸与いただけるが出願者からのMe-Lex利用に関する問い合わせ窓口対応についても貴省側で運用マニュアルを作成いただくことをご検討いただきたい。	①への回答) ご意見踏まえ追記します。 ②への回答案) 当該事業において、エリア毎に事業所を設ける必要があることからコスト面を鑑み、複数年契約とすることが望ましいと考えております。また、本事業における創意工夫の観点から、事業実施年度における課題を翌年度に改善できることから複数年契約とすることが望ましいと考えております。 ③への回答) Me-Lex導入については、令和8年度から正式な実施となります。そのため運用マニュアルの作成については、令和7年度に実施している試行結果等を踏まえて、今後検討することになります。また、本事業の主旨は、国で実施していた事業に民間事業者を参入させることによる効果的・効率的な運営が目的と考えた際に、事業者側の知識で運用マニュアルを想定して作成いただき本事業に取り組んでいただける事業者が望ましい形と再考いたしましたので評価項目として盛り込みたいと考えます。	①修正箇所 ニ.受験案内・願書～徹底すること。 ※ オンライン手続きについては、順次拡大方針であり、当面の間、本事業の対象職種についてはオンラインでの手続きと紙での手続きの両方併用となる。なお、完全オンラインへの移行については厚生労働省による判断による。 ③修正箇所 6 (1) ①イb)オンライン化に伴って、事業者側の知見から想定される運用方法について厚生労働省へ提案し、マニュアルを整備する体制となっているか。 医師国家試験事業外11試験事業に係る評価基準表 b)実施体制 ・オンライン化に伴って、事業者側の知見から想定される運用方法について厚生労働省へ提案し、マニュアルを整備する体制となっているか。
7	2 (3)④チ.合格発表(3月)	14	「インターネットによる合格発表は～」とあるが、合格発表の手段がインターネットのみか否かが判然としなため、記載方法の見直しをご検討いただきたい。	合格発表は紙での実施自体がなくなったため当該記載となっております。 他の項目においても紙による実施に関して記載をしておらず、ご指摘の項目に係る記載方法の見直しは必要ないと考えています。	-
8	2 (5)⑩へ.受験票の発送漏れ、誤発送	17	「当該試験における(3)④ニの業務に係る契約金相当額の5%」とあるが、誤発送は受注民間事業者の責めに帰すべき事由とは言いがたいため、請負報酬の減額対象から外すことをご検討いただきたい。	誤発送の詳細を確認の上、本規程を適用するかどうか判断いたしますので、誤発送により直ちに請負報酬が減額されることはございません。	-
9	4 (2)⑨ 過去に同規模程度の類似業務の実績を有していること。	21	「過去に同規模程度の類似業務の実績を有していること。」とあるが、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等までを対象とすると、現在の受注業者以外は条件を満たせず、単独入札となる可能性がある。競争性を確保するため、条件緩和をご検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正します。	4 (2) ④過去に同規模程度の類似業務の実績(同一日に複数の都道府県の試験会場で試験業務(事前の会場確保、試験日の会場運営、試験問題や回答用紙の管理や輸送準備等)を実施した実績)を有していること